

マニフェスト発行対象事業者名簿

[illegible]

- (注) 1 収集運搬業者は、この名簿を作成のうえ、車両ごとに携帯すること。
 なお、区、清掃協議会及び指定処理施設の係員にこの名簿の提示を求められた場合には、それに従うこと。
- 2 収集運搬業者は、マニフェストによる運搬物がこの名簿の排出事業者の受託種別の廃棄物に該当するかを確認のうえ、指定処理施設に運搬すること。